

## 産前産後家庭生活応援事業の概要(令和2年度)

### 1 主旨

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、妊産婦が出産前後の時期に家事又は育児の支援を受けた場合、市がその利用料の一部を助成することにより育児負担等を軽減する。

### 2 事業概要

長岡市に登録する事業者から1回1,000円以上の家事・育児サービスを受けた場合、その利用料の一部1,000円を子ども・子育て課が本人に助成する。助成回数は妊産婦1人につき2回を上限とする。

### 3 助成対象者

長岡市内に住所を有し、母子健康手帳の交付を受けてから産後3か月までの間の者

### 4 支援するサービスの内容

以下のとおりとする。

#### ① 家事に関する支援

ア 食事の準備及び後片付け

イ 衣類の洗濯

ウ 居室の掃除及び整理整頓

エ 生活必需品の買い物

オ アからエまでに掲げるもののほか、対象者が必要とする家事の支援

#### ② 育児に関する支援

ア 授乳の補助

イ おむつの交換

ウ 沐浴の介助

エ アからウまでに掲げるもののほか、対象者が必要とする育児の支援

### 5 手続きの流れ

別添の資料をご確認ください。

### 6 登録事業者の要件

次の全てに該当し、市に登録する者

- ・ 長岡市内に事業所がある法人又は団体（市内に事業所を有しない場合は、子ども・子育て課が特に認めたものに限る。）
- ・ 家事又は育児の支援に関する事業を行っており、上記4のサービス内容の事業について3年以上の実績があること。
- ・ 事業所内で家事又は育児の援助に関する研修を実施していること。

### 7 事業者の登録と決定

- ・ 事業者は、子ども・子育て課に産前産後家庭生活応援事業者登録申請書を提出し、事業者の登録をすること。
- ・ 事業者の登録内容に変更があった場合や、事業者の登録を辞退する場合は、申し出ること。

## 8 サービスの依頼と提供・利用料と助成金の請求

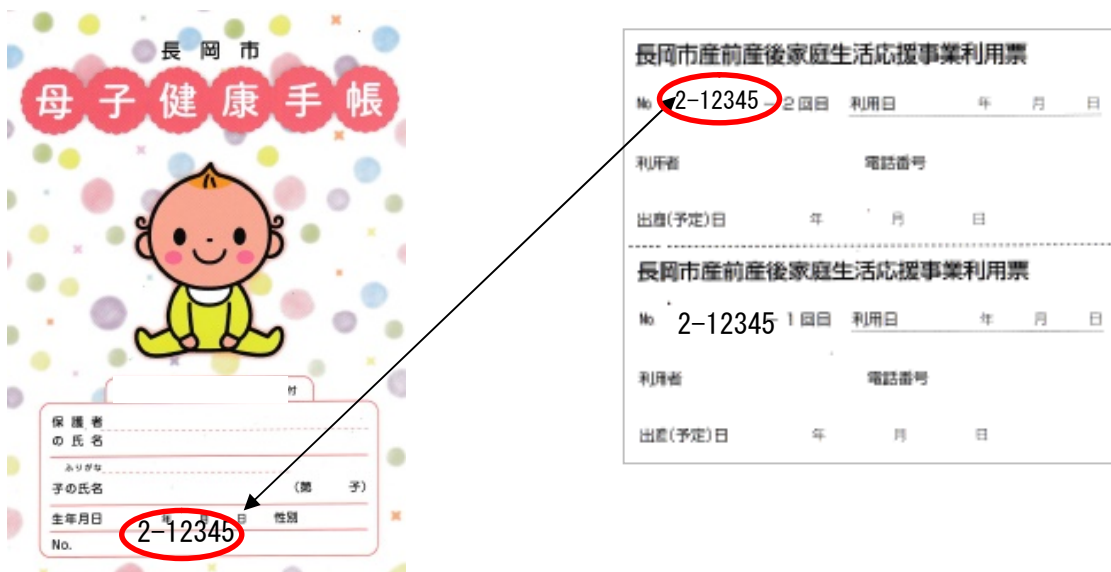
- ・ サービスの依頼は、前日までに利用者が事業者に行う。
- ・ 依頼に対して、事業者がサービスを提供し、利用者の利用票をサービス1回につき1枚切り取る。利用者は事業者へ、利用料から1,000円を除いた額を支払う。
- ・ 事業者は、利用票を添えて、長岡市産前産後家庭生活応援事業実施報告書及び助成金の請求書を提出する。

## 9 サービス提供時の確認事項

妊産婦にサービスを提供する際、事業者は利用票及び母子健康手帳の提示を受け、利用票と母子健康手帳の番号が同じか確認してください。(○で囲んである部分)

**長岡市で母子健康手帳を交付していない場合は、母子健康手帳番号が数字だけではなく、漢字や記号等が含まれているものもあります。**

利用カード及び利用票は、母子健康手帳を交付された本人のみが使用できます。



同じ番号か確認してください。氏名や電話番号は、利用者から記入してもらってください。

ただし、利用票には、母子健康手帳の交付年度を区別するために、母子健康手帳番号の前に年度の表示があります。(例 R2年度 12345 → 2-12345)

## 10 その他

当事業の実施に伴い、登録事業者と利用者との間で発生した損害等について、市は責任を負いません。

長岡市教育委員会  
子ども・子育て課 子育て支援係  
電話 0258-39-2300